

議案第44号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難であるときを除き、第8条第2項及び前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規</p>	<p>（育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難であるときを除き、第8条第2項及び前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する教職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規</p>

定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準じる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある教職員（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「校務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。